

広島県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十六号

広島県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

広島県営住宅設置及び管理条例（平成九年広島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「令第六条第一項に規定する者」を「高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第二項において「高齢者等」という。）」に、「第四号」を「第六号」に改め、同項第三号中「明らかなる者」を「明らか」に改め、同項に次の二号を加える。

五 その者又は同居親族が過去において県営住宅に入居していた者であつて、現に未納の家賃又は県営住宅に係る損害賠償金がないこと。

六 その者又は同居親族が過去において県営住宅に入居していた者であつて、現に県営住宅の共同施設として整備された駐車場（以下「駐車場」という。）の使用料の滞納又は駐車場に係る損害賠償金がないこと。

第六条第三項第一号中「及び第四号」を「、第四号、第五号及び第六号」に改め、同項第二号中「者である」を削る。

第七条第二項中「令第六条第一項に規定する者」を「高齢者等」に、「第四号」を「第六号」に改める。

第五十一条中「県営住宅の共同施設として整備された駐車場（以下「駐車場」という。）」を「駐車場」に改める。

第五十二条第二号を次のように改める。

二 第十三条第二項の規定により認定された収入の額が、公営住宅にあつては第六条第一項第二号イ、ロ又は八に掲げる場合に応じそれぞれ同号イ、ロ又は八に掲げる金額を、改良住宅にあつては同条第二項後段の規定による読替え後の金額を超えないこと。

第五十二条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同号の前に次の二号を加える。

三 未納の家賃又は県営住宅に係る損害賠償金がないこと。

四 駐車場の使用料の滞納又は駐車場に係る損害賠償金がないこと。

第五十二条に次の一項を加える。

2 知事は、特に必要と認めるときは、前項の条件の特例を定めることができる。
附則第七項中「同居し、又は同居しようとする親族」を「同居親族」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。